# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 7 | 児童手当関係事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 鳴門市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 鳴門市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和5年10月1日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 児童手当関係事務 |
| ②事務の概要 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5. 児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務<br>6. 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 1. 児童扶養手当システム<br>2. 宛名管理システム<br>3. 中間サーバー<br>4. 統合利用番号連携サーバー<br>5. サービス検索・電子申請機能<br>6. 申請管理システム |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| （1）受給者台帳情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・第9条第1項別表第一　56の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）<br>（平成26年内閣府・総務省令第5号）<br>・第44条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | ［　　実施する　　］　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>26，30，87の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>74，75の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>（別表第二省令における情報提供の根拠）<br>第19条，第44条<br>（別表第二省令における情報照会の根拠）<br>第40条，第40条の2 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 健康福祉部子どもいきいき課 |
| ②所属長の役職名 | 子どもいきいき課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 鳴門市企画総務部総務課<br>〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170<br>088－684－1203 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 鳴門市健康福祉部子どもいきいき課<br>〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170<br>088－684－1146 |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和5年8月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　]　＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和5年8月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　]　＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| | | |
|---|---|---|
| **1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類** | | |
| [ 基礎項目評価書 ] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ○ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 | [ ○ ] 内部監査　[ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年4月1日 | Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長 | 子どもいきいき課長　三好 利典 | 子どもいきいき課長　黒濵 政章 | 事後 | 所属長の変更 |
| 平成29年4月1日 | Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）及び児童扶養手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5. 児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務<br>6. 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>5. 児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務<br>6. 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 事後 | 適用条項の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2<br><br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>：第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26，30，87の項）<br><br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>：第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74，75の項） | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>26，30，87の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>74，75の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>（別表第二省令における情報提供の根拠）<br>第19条，第44条<br>（別表第二省令における情報照会の根拠）<br>第40条 | 事後 | 適用条項の整理 |
| 平成29年4月1日 | Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署 | 子どもいきいき課 | 健康福祉部子どもいきいき課 | 事後 | 記載方法の変更 |
| 平成29年4月1日 | 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 鳴門市総務課<br>〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170<br>088－684－1203 | 鳴門市企画総務部総務課<br>〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170<br>088－684－1203 | 事後 | 記載方法の変更 |
| 平成29年4月1日 | 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 鳴門市子どもいきいき課　　児童手当担当<br>〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170<br>088－684－1146 | 鳴門市健康福祉部子どもいきいき課<br>〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170<br>088－684－1146 | 事後 | 記載方法の変更 |
| 平成29年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数 | 平成27年9月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数 | 平成27年9月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月30日 | Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>26，30，87の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>74，75の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>（別表第二省令における情報提供の根拠）<br>第19条，第44条<br>（別表第二省令における情報照会の根拠）<br>第40条 | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>26，30，87の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>74，75の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>（別表第二省令における情報提供の根拠）<br>第19条，第44条<br>（別表第二省令における情報照会の根拠）<br>第40条，第40条の2 | 事後 | 適用条項の整理 |
| 令和1年6月30日 | Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長 | 子どもいきいき課長　黒濵 政章 | 子どもいきいき課長 | 事後 | 記載方法の変更 |
| 令和1年6月30日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数 | 平成30年10月1日　時点 | 令和1年6月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月30日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数 | 平成30年10月1日　時点 | 令和1年6月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月30日 | Ⅳ　リスク対策 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更によるもの |
| 令和1年12月20日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数 | 令和1年6月1日　時点 | 令和1年11月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年12月20日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数 | 令和1年6月1日　時点 | 令和1年11月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>26，30，87の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>74，75の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>（別表第二省令における情報提供の根拠）<br>第19条，第44条<br>（別表第二省令における情報照会の根拠）<br>第40条，第40条の2 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br>（別表第2における情報提供の根拠）<br>26，30，87の項<br>（別表第2における情報照会の根拠）<br>74，75の項<br><br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号）<br>（別表第二省令における情報提供の根拠）<br>第19条，第44条<br>（別表第二省令における情報照会の根拠）<br>第40条，第40条の2 | 事後 | 適用条項の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数 | 令和1年11月1日　時点 | 令和3年7月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数 | 令和1年11月1日　時点 | 令和3年7月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年8月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数 | 令和3年7月1日　時点 | 令和4年6月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年8月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数 | 令和3年7月1日　時点 | 令和4年6月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年10月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数 | 令和4年6月1日　時点 | 令和5年8月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年10月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数 | 令和4年6月1日　時点 | 令和5年8月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年10月1日 | Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称 | 1．児童手当システム<br>2．宛名管理システム<br>3．中間サーバー<br>4．統合利用番号連携サーバー | 1．児童手当システム<br>2．宛名管理システム<br>3．中間サーバー<br>4．統合利用番号連携サーバー<br>5．サービス検索･電子申請機能<br>6．申請管理システム | 事後 | システムの追記 |